

香川県家庭教育サポート企業協定制度について

1. 目的

この制度は、企業等の社員・従業員の方に、子どもたちが望ましい生活習慣や社会のルールを身につけることなどは家庭の役割であるという認識を深めていただくとともに、社員・従業員の方が自らこれまで以上にお子様に関わり、家庭教育に取り組むことを通して、各家庭の教育力の向上を図っていただくことを目的とします。

2. 協定締結先

この制度に賛同し、家庭教育を啓発する具体的な取組みを行う個々の企業等と県教育委員会において協定を締結し、「家庭教育サポート企業認定証」を交付します。

3. 協定期間

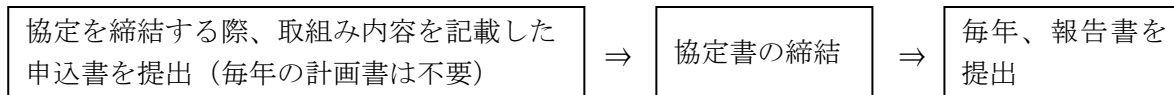
協定期間は3年で、一方から特段の意思表示がないときにはさらに3年自動更新するものとし、以後も同様とします。

4. 企業等に取り組んでいただく内容

「取組み1」から「取組み4」までのうち、2項目以上に取り組んでいただきます。

項目	概要（取組例）
取組み1 ポスター、チラシ等の掲示	従業員や来客の目にふれやすい場所に、教育委員会が提供した啓発ポスターや啓発チラシを掲示する。
取組み2 従業員を対象とした家庭教育研修の実施	職場で従業員が家庭教育に関する講話を聴く機会を設ける。
取組み3 従業員の家庭における望ましい生活習慣づくりに向けた働きかけ	家庭で望ましい生活習慣づくりをすることの大切さを、朝礼で呼びかける、社内広報に掲載するといった企業等独自の取組を通して、従業員に啓発する。
取組み4 子どもの望ましい生活習慣づくりにつながる体験イベントへの従業員の参加促進	地域で開催される朝食料理教室やラジオ体操、外遊び体験教室といった子どもの望ましい生活習慣づくりに関連する行事への従業員の参加を促す取組みを実施する。

5. 申込書・報告書の提出



6. 県教委の支援

- ・教育委員会ホームページで企業名と協定に基づく取組みや企業等独自の取組みを紹介
- ・教育委員会及び文部科学省が作成した家庭教育啓発資料の無償提供
- ・家庭教育研修への講師派遣（謝金・旅費は教育委員会が負担）
- ・教育委員会が作成する家庭教育啓発に係る広報物への企業名の掲載

《申し込み・問い合わせ先》

香川県教育委員会事務局 生涯学習・文化財課 社会教育グループ 家庭教育担当（大藪）

TEL：087-832-3774 FAX：087-831-1912

E-mail：shogaigakushu@pref.kagawa.lg.jp